

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(建築宅地課)

一

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(同)

一三

## 訓 令 甲

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程

(建築宅地課)

一五

○建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令

(同)

一六

## 規 則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（特別特定建築物の建築主等の義務）

第二条 法第十四条の規定により建築物移動等円滑化基準の適合義務を負う建築主等は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第一項の規

定による計画の通知を行う場合には、建築物移動等円滑化基準適合状況チェックリスト（様式第一号）を添付しなければならない。

（特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告）

第三条 法第五十三条第三項に規定する報告は、特別特定建築物移動等円滑化基準適合事項報告書様式（第一号）により行うものとする。

（計画の認定申請）

第四条 省令第八条の表に掲げる図書（付近見取図を除く。）の縮尺は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとし、付近見取図の縮尺については、任意とする。

一 配置図 百分の一から千分の一まで

二 各階平面図 五十百分の一から四百百分の一まで

三 縦断面図 十分の一から百分の一まで

四 構造詳細図 十分の一から百分の一まで

2 省令第八条の申請書には、同条に定めるもののほか、建築物移動等円滑化誘導基準適合状況チェックリスト（様式第三号）を添付しなければならない。

3 知事は、法第十七条第三項の審査をするために特に必要があると認めるときは、省令第八条の表に掲げる図書及び前項に定めるもののほか、その他必要と認める図書の提出を求めることができる。

4 省令第八条の規定により申請書に添える図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

（計画の変更の認定申請）

第五条 法第十八条第一項の認定を受けようとする認定建築主等は、変更認定申請書（様式第四号）の正本及び副本に、それぞれ省令第八条の表に掲げる図書のうち変更に係る部分について変更前及び変更後を明示した図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定申請の取下げ及び認定廃止の届出）

第六条 法第十七条第一項又は第十八条第一項の認定を申請した者が認定を受ける前にその認定申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（様式第五号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 認定建築主等は、認定特定建築物の建築を取りやめるときは、認定廃止届（様式第六号）に当該認定に係る認定通知書を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

（認定建築主等の変更の届出）

第七条 認定建築主等の地位を承継しようとする者は、当該認定建築主等（当該地位を承継しようとする

する者の被相続人である場合を除く。)が運置した認定建築主等変更届(様式第七号)に、その地位を承継したことを証する書面及び当該認定に係る認定通知書の写しを添付して、知事に届け出なければならぬ。

(計画の認定後の報告等)

第八条 認定建築主等で維持保全計画を作成していないものは、維持保全計画を特定建築物の建築の完了までに作成するものとし、作成後速やかに維持保全計画届(様式第八号)により知事に届け出なければならぬ。

2 認定建築主等は、認定特定建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書(様式第九号)によりその旨を知事に報告しなければならない。

3 認定特定建築物の工事が完了した場合において、認定建築主等が前二項の規定による届出又は報告をしないときは、知事は、当該届出又は報告を当該認定建築主等に求めるものとする。

4 認定特定建築物の工事の着手から完了までに知事が法第五十三条第四項の規定による報告を求めた場合は、認定建築主等は、工事状況報告書(様式第十号)により工事の状況を知事に報告しなければならない。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例認定申請)

第九条 法第二十三条第一項の規定による認定を受けようとする者は、エレベーター設置特例認定申請書(様式第十一号)の正本及び副本に、それぞれ建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項の表一(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書並びに同条第六項の表昇降機の項に掲げる構造詳細図を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請が法第二十三条第一項各号の基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(書類の経由)

第十条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、特定建築物の敷地となる区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

2 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則(平成七年宮城県規則第四十六号)は、廃止する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の規定によりされた申請は、この規則の相当規定によりなされた申請とみなす。

様式第1号(第2条関係)

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

建築主等氏名		建築物名称	
作成者氏名		建築物所在地	
		建築物の概要	
事務所住所		用途	
TEL		構造・階数	
FAX		延べ床面積	m <sup>2</sup>

建築物特定施設等の欄の「第〇条」は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の該当条文  
 ○一般基準(不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの全体に係る基準)

建築物特定施設等	チェック項目	
廊下等 (第11条)	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
階段 (第12条)	手すりを設けているか(踊場を除く。)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段は識別しやすいものか	
	段はつまづきにくいものか	
傾斜路 (第13条)	点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 2	
	原則として主な階段を回り階段としていないか	
	手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
便所 (第14条)	車いす使用者用便房を設けているか(1以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(1以上)	
ホテル又は旅館の客室 (第15条)	床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)	
	客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	便所(同じ階に共用便所があれば免除)	-
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	浴室等(共用の浴室等があれば免除)	-
	(1) 浴室、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
敷地内の通路 (第16条)	(3) 出入口幅は80cm以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	段がある部分	-
駐車場 (第17条)	(1) 手すりを設けているか	
	(2) 識別しやすいものか	
	(3) つまづきにくいものか	
	傾斜路	-
標識 (第19条)	(1) 手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(2) 前後の通路と識別しやすいものか	
案内設備 (第20条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの見やすい位置に設けているか	(2) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
	エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く。)	
エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	案内所を設けているか(、の代替措置)	

- 1 以下の場合を除く。
  - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
- 2 以下の場合を除く。
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 以下の場合を除く。
  - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上経路に係る基準）

建築物特定施設等	チェック項目	
案内設備までの経路（第21条）	線上ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は免除） 1	
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか 2	

- 1 以下の場合を除く。  
 ・自動車車庫に設ける場合  
 ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線上ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- 2 以下の部分を除く。  
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

建築物特定施設等	チェック項目	
（第18条第2項第1号）	階段又は段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	
出入口（同項第2号）	幅は80cm以上であるか 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等（同項第3号）	幅は120cm以上であるか 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路（同項第4号）	幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター（同項第5号）	かごは必要階（利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設のある階及び地上階）に停止するか	
	かごと及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	かごの奥行きは135cm以上であるか	
	乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか	
	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるもの場合	-
	(1) 上記 から を満たしているか	
	(2) かごの幅は140cm以上であるか	
	(3) かごは車いすが転回できる形状か	
	不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 1	-
	(1) 上記 から を満たしているか	
(2) かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3) かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（同項第6号）	エレベーターの場合	-
	(1) 段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの）であるか	
	(2) かごの幅は70cm以上であるか	
	(3) かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4) かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	
エスカレーターの場合	-	
(1) 車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか		
敷地内の通路（同項第7号）	幅は120cm以上であるか	
	区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	傾斜路	-
	(1) 幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか	
(2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか		
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）		
（同条第3項）	上記 から は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

- 1 以下の場合を除く。  
 ・自動車車庫に設ける場合

様式第2号(第3条関係)

特別特定建築物移動等円滑化基準適合事項報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

報告者の住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称 印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第3項の規定に基づき、  
年 月 日付け 第 号で知事から求めのあった次の特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項について、次のとおり報告します。

建築確認年月日・番号 年 月 日 第 号

検査済証交付年月日 年 月 日

建築物の位置

特別特定建築物の概要

用途  
延べ面積

報告内容

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係 員 印	

(注意)

- 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。
- 2 欄は記入しないでください。

様式第3号(第4条関係)

建築物移動等円滑化誘導基準適合状況チェックリスト

建築主等氏名		建築物名称	
作成者氏名		建築物所在地	
		建築物の概要	
事務所住所		用途	
TEL		構造・階数	
FAX		延べ床面積	m <sup>2</sup>

建築物特定施設等の欄の「第○条」は高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の該当条文

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	出入口(昇降機、便所及び浴室等の出入口並びに基準適合出入口に併設された出入口を除く。)	-
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	—以上の建物出入口	-
廊下等 (第3条)	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
	幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
	点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) 1	
	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
階段 (第4条)	突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	休憩設備を適切に設けているか	
	上記 , は車いす使用者の利用上支障がない部分( 2 )については適用除外	
	幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cmまで不算入)	
	けあげは16cm以下であるか	
	踏面は30cm以上であるか	
	両側に手すりを設けているか(踊場を除く。)	
	表面は滑りにくい仕上げであるか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置 (第5条)	段は識別しやすいものか	
	段はつまづきにくいものか	
傾斜路 (第6条)	点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) 3	
	主な階段を回り階段としていないか	
	階段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る。)を設けているか	
	上記 は車いす使用者の利用上支障がない場合( 4 )は適用除外	
	幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	勾配は1/12以下であるか	
	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
表面は滑りにくい仕上げであるか		
前後の廊下等と識別しやすいものか		
点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 5		
上記 から は車いす使用者の利用上支障がない部分( 6 )については適用除外		

- 1 以下の場合を除く。
  - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
- 2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分
- 3 以下の場合を除く。
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合
- 5 以下の場合を除く。
  - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- 6 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条)	必要階(多数の者が利用する居室, 車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階又は地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	多数の者/主として高齢者, 障害者等が利用するすべてのエレベーター及びその乗降ロビー	-
	(1) かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かがの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で, 150cm角以上であるか	
	(4) かが内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	多数の者/主として高齢者, 障害者等が利用する1以上のエレベーター及びその乗降ロビー	-
	(1) のすべてを満たしているか	
	(2) かがの幅は140cm以上であるか	
	(3) かがは車いすが転回できる形状か	
	(4) かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター及びその乗降ロビー	-
	(1) かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かがの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で, 150cm角以上であるか	
	(4) かが内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) かがの幅は140cm以上であるか	
	(7) かがは車いすが転回できる形状か	
不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター及びその乗降ロビー	-	
(1) (2), (4), (5), (7)を満たしているか		
(2) かがの幅は160cm以上であるか		
(3) かが及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか		
(4) 乗降ロビーは水平で, 180cm角以上であるか		
(5) かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター及びその乗降ロビー	1	
(1) のすべて又は のすべてを満たしているか		
(2) かが内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3) かが内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) かが内又は乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	エレベーターの場合	-
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか	
	(2) かがの幅は70cm以上であるか	
	(3) かがの奥行きは120cm以上であるか	
	(4) かがの床面積は十分であるか(車いす使用者がかが内で方向を変更する必要がある場合)	
	エスカレーターの場合	-
(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
便所 (第9条)	車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1) 腰掛便座, 手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 車いす用便房及び出入口は, 幅80cm以上であるか	
	(4) 戸は車いす使用者が通過しやすく, 前後に水平部分を設けているか	
	水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座, 手すり等が設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く。)	
	床置き式の小便器, 壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	

1 以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

建築物特定施設等	チェック項目	
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上)	
	(1) 幅は80cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	便所(同じ階に共用便所があれば免除)	-
	(1) 便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	浴室等(共用の浴室等があれば免除)	-
	(1) 浴槽, シャワー, 手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	敷地内の通路 (第11条)	幅は180cm以上であるか
表面は滑りにくい仕上げであるか		
戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
段がある部分		-
(1) 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)		
(2) けあげは16cm以下であるか		
(3) 踏面は30cm以上であるか		
(4) 両側に手すりを設けているか		
(5) 識別しやすいものか		
(6) つまづきにくいものか		
段以外に傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか		
傾斜路		-
(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか		
(2) 勾配は1/15以下であるか		
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)		
(4) 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
(5) 前後の通路と識別しやすいものか		
上記 , , , (1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
上記 , , , (1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの( 1 )は適用除外		
駐車場 (第12条)	車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第13条)	車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1) 浴槽, シャワー, 手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4) 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第14条)	エレベーターその他の昇降機, 便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	標識は, 内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
案内設備 (第15条)	エレベーターその他の昇降機, 便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く。)	
	エレベーターその他の昇降機, 便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	案内所を設けているか( , の代替措置)	

1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場, 段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備までの主な経路に係る基準)

建築物特定施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 (第16条)	線上ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	1
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	2

- 1 以下の場合を除く。  
 ・自動車庫に設ける場合  
 ・受付等から建物出入口を容易に視認でき, 道等から当該出入口まで線上ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合
- 2 以下の部分を除く。  
 ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合  
 ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

様式第4号（第5条関係）

変更認定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者の住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称

印

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の規定により認定通知のあった次の計画について，次のおり特定建築物の建築及び維持保全の計画を変更したいので，同法第18条第1項の規定に基づき変更の認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は，事実と相違ありません。

認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認の特例の有無	有 ・ 無
建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定建築物の位置	
変更の内容	
変更の理由	

受付欄	決 裁 欄	認 定 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係 員 印		係 員 印

(注意)  
1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあっては，代表者の氏名を自署で行う場合）において  
は，押印を省略することができます。  
2 欄は記入しないでください。

様式第5号（第6条関係）

認定申請取下げ届

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者の住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称

印

下記の（変更）認定申請書を取り下げたいので，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

（変更）認定申請年月日	年 月 日
特定建築物の位置	
特定建築物の用途	
取下げの理由	
備 考	

受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係 員 印	

(注意)  
1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあっては，代表者の氏名を自署で行う場合）において  
は，押印を省略することができます。  
2 欄は記入しないでください。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

認 定 廃 止 届

宮城県知事 殿	年 月 日
届出者の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第 6 条第 2 項の規定に基づき下記の認定特定建築物の認定の廃止を届け出ます。	
認定通知年月日	年 月 日
認定番号	第 号
認定特定建築物の位置	
認定特定建築物の用途	
廃止の理由	
備考	
受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係 員 印	

- (注意)
- 1 認定通知書を添付してください。
  - 2 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)において、は、押印を省略することができます。
  - 3 欄は記入しないでください。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

認 定 建 築 主 等 変 更 届

宮城県知事 殿	年 月 日
旧認定建築主等の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印	
新認定建築主等の住所又は主たる 事務所の所在地 氏名又は名称 印	
下記の認定特定建築物に係る認定建築主等を次のとおり変更するので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第 7 条の規定に基づき届け出ます。	
認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定特定建築物の位置	
認定特定建築物の用途	
変更の理由	
受付欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係 員 印	

- (注意)
- 1 新旧の認定建築主等が連署して提出してください。
  - 2 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)において、は、押印を省略することができます。
  - 3 認定通知書を添付してください。
  - 4 欄は記入しないでください。

様式第8号(第8条関係)

維持保全計画届

宮城県知事 殿	認定建築主等の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称	年 月 日
<p>次のとおり建築物特定施設の維持保全に関する計画を作成したので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第8条第1項の規定により届け出ます。</p>		
1 認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 所有者の氏名又は名称		
3 管理者の氏名又は名称		
4 維持保全責任者の氏名又は名称		
5 維持保全業務の委託	する ・ しない	
(1) 委託先の名称		
(2) 委託業務内容		
6 建築物特定施設	維持保全業務の内容	

(注意)  
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)において  
 は、押印を省略することができます。  
 2 特定建築物の建築の事業の完了後、「する」の場合(1)及び(2)も記入してください。  
 3 5欄は該当するものを○印で囲み、「する」の場合(1)及び(2)も記入してください。  
 4 6欄は建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の  
 内容として予定していることを記入してください。

様式第9号(第8条関係)

工事完了報告書

宮城県知事 殿	認定建築主等の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称	年 月 日
<p>次の認定特定建築物について工事が完了しましたので、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第8条第2項の規定により報告します。</p>		
認定通知年月日、番号	年 月 日 第 号	
確認の特例の有無	有 ・ 無	
建築確認年月日、番号	年 月 日 第 号	
認定特定建築物の位置		
工事完了年月日	年 月 日	
工事中の軽微な設計変更の内容		

受付欄	現地確認欄	
	現地確認	係員印
検査結果	年 月 日	係員印
指摘事項	否	処 理
決 裁 欄		

(注意)  
 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)において  
 は、押印を省略することができます。  
 2 欄は記入しないでください。

様式第10号（第8条関係）

工 事 状 況 報 告 書

宮城県知事 殿	認定建築主等の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称	年 月 日
<p>高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第4項の規定に基づき知事から報告の求めのあった認定特定建築物の工場の状況を，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第8条第4項の規定に基づき報告します。</p>		
認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号	
確認特例の有無		
建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号	
認定特定建築物の位置		
工事了了予定年月日	年 月 日	
報 告 内 容		
受 付 欄	決 裁 欄	
年 月 日		
第 号		
係 員 印		

(注意)  
 1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあっては，代表者の氏名を自署で行う場合）において  
 は，押印を省略することができます。  
 2 欄は記入しないでください。

様式第11号（第9条関係）

エレベーター設置特例認定申請書

(特定行政庁) 殿	申請者の住所又は主たる事務所の所在地 氏名又は名称	年 月 日
<p>次の特定建築物に設置するエレベーターについて高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の認定を受けたいので，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第9条第1項の規定により申請します。</p>		
1 設置者住所氏名		
2 代理人住所氏名		
3 設計者住所氏名 ( ) 建築士 第 号		
4 位置 地域・地区・区域	所 在 地	
	用途	階数
特定建築物	新 築 の 時 期	年 月
	建 築 面 積	㎡
5 昇降路の出入口 戸の開閉方式	延 べ 床 面 積	㎡
	昇降路の主要構造部 の主要材料	壁
6 設置するエレベーター	エレベーターの種類	柱
	制御装置の設置位置	定員
7 工 事 予 定 期 間	乗降口ピールの制御装置の 利用を停止する構造	人
	乗降口ピールからかご内の車 いす使用者を告知する構造	はり
8 認定が必要な具体的な理由	かご内と管理者が連絡する 場所との連絡装置	定格速度
	着工 年 月 日 完了 年 月 日	m分
消防長（署長）同意欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄

(注意)  
 1 4欄中「位置」の欄の「地域・地区・区域」の欄は，都市計画においてその位置に指定されて  
 いる地域，地区，区域を記入してください。  
 2 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあっては，代表者の氏名を自署で行う場合）において  
 は，押印を省略することができます。  
 3 欄は記入しないでください。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「定期調査票(様式第一号)」を「案内図」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「省令第五条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条の二第一項中「毎年」の下に「(同項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、三年ごと)」を加え、同条第一項を次のように改める。

2 省令第六条第四項の特定行政庁が規則で定める書類は、第七条第二項の規定の適用を受ける建築設備に係る報告に限り、案内図、配置図及び各階平面図とする。

第八条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項」を「省令第六条第三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十八条中「第四十八条第十三項」を「第四十八条第十四項」に改める。

第二十六条の四中「及び塩竈市の区域並びに法第九十七条の二第一項の規定により大崎市が行う事務に係るものについては」を「、塩竈市及び」に改める。

第二十七条第二項中「第一条の三第六項」を「第二条の二第一項第一号」に、「別記第四号様式」を「別記第八号様式」に改める。

第二十九条第一項中「第一条の三第一項の表一の(一)項」の下に「に掲げる図書」を加え、「同表の(二)項及び(三)項に掲げる図書」を「省令第一条の三第一項の表一の(一)項に掲げる図書(法第五十六条の二第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書を除く)及び各階平面図」に改める。

第三十一条第一項中「同表の(一)項に掲げる図書のうちし尿浄化槽の見取図を除く。」並びに同項(二)項に掲げる図書「を」同表の(三)項に掲げる図書のうち地盤面算定表を除く。(並びに同項の表一の(一)項に掲げる日影図」に改め、同条第二項中「同表の(一)項に掲げる図書のうちし尿浄化槽の見取図を除く。」を削る。

第三十四条中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第四十二条中「(一)は」の下に「、省令第十一条の四第一項第四号に規定する別記第三十六号の三の様式及び別記第二十六号の三の四様式による定期検査報告概要書並びに同項第六号に規定する全体計画概要書については建築宅地課とし、その他の概要書については」を「、土木事務所」の

下)に(当該概要書に係る建築物等が宮城県北部土木事務所栗原地域事務所又は宮城県東部土木事務所登米地域事務所の事業担当区域に係るものである場合は、当該土木事務所の地域事務所)を加え、同条第一項中「午前九時三十分から午後四時三十分まで」を「午前九時から午後五時まで」に改め、同条第三項中「並びに一月四日及び十二月二十八日」を削る。

別表第一(三)の項中「大崎市」を削る。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号及び様式第二号

様式第二号の二から様式第二号の六までを削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号

様式第三号の二及び様式第三号の三を削る。

様式第九号中

市町村受付欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄	本庁受付欄
--------	----------	-------	-------

を

土木事務所受付欄	本庁受付欄	本庁受付欄
----------	-------	-------

に改める。

様式第十号中

市町村受付欄	消防長(署長)回覧欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
--------	------------	----------	-------

を

消防長(署長)同意欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓		

養正銀十一〇〇円

市町村受付欄	消防長(署長)同意欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓			

消防長(署長)同意欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓		

養正銀十一〇〇円

市町村受付欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓		

土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓	

養正銀十三〇〇円

市町村受付欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓		

土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓	

養正銀十四〇〇円

市町村受付欄	土木事務所	調査欄
〓〓〓〓〓〓		

土木事務所受付欄	調査欄
〓〓〓〓〓〓	

養正銀十五〇〇円(紫印)円

指定番号	市町村受付欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓			

指定番号	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓		

養正銀十二〇〇円(紫印)円

指定番号	市町村受付欄	土木事務所受付欄	本庁受付欄
〓〓〓〓〓〓			

指 定 番 号	土木事務所受付欄	本 庁 受 付 欄
第 号		

に改める。

様式第十九号(表画)中

市 町 村 受 付 欄	土木事務所受付欄	本 庁 受 付 欄

を

に改める。

様式第二十号中

土 木 事 務 所 受 付 欄	本 庁 受 付 欄

を

に改める。

市 町 村 受 付 欄	土木事務所受付欄	本 庁 受 付 欄	備

に改める。

土 木 事 務 所 受 付 欄	本 庁 受 付 欄	備	考

様式第二十三号中「**閲覧対象建築物**」を「**閲覧対象**」に改める。

様式第二十四号中

市 町 村 受 付 欄	土木事務所受付欄	本 庁 受 付 欄

を

土 木 事 務 所 受 付 欄	本 庁 受 付 欄

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十八条、第二十七条、第二十九条、第三十一条及び第三十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律取扱規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。)の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成二十年宮城県規則第六十四号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(計画の認定申請書の取扱い)

第二条 土木事務所長は、法第十七条第一項の規定による認定申請書の提出があったときは、速やかに知事に送付しなければならない。

(計画の変更認定申請書の取扱い)

第三条 法第十八条第一項の計画の変更の認定申請書の取扱いについては、前条の規定を準用する。(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例認定申請書の取扱い)

第四条 細則第九条に規定するエレベーター設置特例認定申請書の提出があった土木事務所長は、当該建築物及びエレベーターに関する消防長又は消防署長の同意について意見を徴した上で、速やかに知事に送付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成二十年三月三十一日から施行する。  
(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律取扱規程の廃止)
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律取扱規程(平成七年宮城県訓令甲第十九号)は、廃止する。

○宮城県訓令甲第二十号

建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建築基準法関係法令取扱規程の一部を改正する訓令

建築基準法関係法令取扱規程(昭和二十六年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。  
 第八条の見出しを「(検査並びに検査済証及び中間検査合格証の交付)」に改め、同条第一項中「第七条第四項」の下に「及び第七条の三第四項」を加え、「及び同条第五項」を「並びに法第七条第五項」に、「の交付又は第十八条第六項」を「及び法第七条の三第五項の規定による中間検査合格証の交付又は法第十八条第五項及び第十八項」に、「及び同条第七項」を「並びに同条第十六項」に、「の交付」を「及び同条第十九項の規定による中間検査合格証の交付」に改め、同条第二項中「第七条第四項」の下に「及び第七条の三第四項」を加え、「及び同条第五項」を「並びに法第七条第五項」に改め、「検査済証」の下に「及び法第七条の三第五項の規定による中間検査合格証」を加える。

第十一条中「第十八条第十四項」を「第十八条第二十三項」に改める。

様式第一号中

中間指導	設計変更	名義変更	設計変更	名義変更
中間検査	年 年 年 年 月 月 月 月 日 日 日 日 受検通知 理 査 知 行	検査員	年 年 年 年 月 月 月 月 日 日 日 日 受検通知 理 査 知 行	検査員

完了検査	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員
検査済証交付	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員

完了検査	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員
検査済証交付	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員

備考			
----	--	--	--

備考	建築物(給・排・換・煙・照・E・S)	建築物(給・排・換・煙・照・E・S)
定期報告対象	交付者 年 月 日	交付者 年 月 日
構造計算適合性判定	交付者 年 月 日	交付者 年 月 日

の2。 様式第二号中

完了検査	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員
検査済証交付	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員

完了検査	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員
検査済証交付	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	検査員

備考			
----	--	--	--

備考			
定期報告対象			

の  
第 三 三 三 号  
第 三 三 三 号

完了 検査	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員
		検査員		検査員

完了 検査	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員	年 年 年 月 月 月 日 日 日	検査員
		検査員		検査員

備 考	
-----	--

備 考	
定期報告対象	

の  
第 三 三 三 号  
第 三 三 三 号

附 則

この訓令は、平成二十年三月三十一日から施行する。

に  
改

を

に

を